

## 教学監査基準

2019年（令和元年）7月11日制定

### はじめに

大学は、設立の理念に基づいて、教育研究を通して社会に貢献することを使命に大学設置法人によって設置された組織である。

大学経営の目的は、大学が持つ使命の達成により、大学の価値向上と継続的発展を実現することにある。

このため設置者は、目的達成のために必要な支援を行う義務を負い、大学設置者から権限を委ねられた大学の責任者は、目的達成のために必要な役割機能を持った組織を構築し、人員を手配し、組織の運営を行う義務を負うこととなる。

大学の業務は、主たる業務である教育研究とこれらを支援する業務から構成される。設置者は、これらの業務が遺漏なく行われているかを確認し、状況に応じた対応をしなければならない。

このプロセスを独立の立場から確認する行為が監査である。監査は主体や目的によって分類されるが、大学においては教学部門の監査の重要性が認識されるようになってきている。この教学監査は、大学の組織が目的達成のために適切に整備され、個々の組織が有機的に連携してそれぞれの役割機能を果たしているか、マネジメントシステムとして機能しているかを部局単位・部署単位あるいは目的別に点検するものである。したがって、個々の教育研究の内容を監査の対象としないのは当然であり、また、摘発を目的とした監査でもない。教学監査は、教育研究が円滑に行われ、結果として学生の成長と社会の発展に資するための支援機能なのである。

学校教育法では、大学が教育研究を健全かつ継続的に発展させることを担保することを求めている。これは大学として当然の行為であるが、現行法では、その一手法として、大学自身がその教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備について点検を行い、また、その総合的な状況について認証機関による認証を求めている。その特徴は、教育研究を担い、あるいはまたこれらを支援する者自身による、いわゆるピアレビューとしての自己点検・評価による内部質保証を起点とすることであるが、これを監査という視点から見た場合には、さらに、その自己点検・評価による内部質保証マネジメントシステムが機能しているか、あるいは、第三者評価への対応が十全であるかを含めて、教学監査の対象となる。

### （教学監査の目的）

**第1条** 教学監査は、教学業務及び内部質保証体制が、マネジメントシステムとして構築され、正確性・合規性・効率性・経済性・有効性等をシステムの的に担保する内部統制機能がそのシステムに組み込まれているかを検証するとともに、その適正な運用によって、教学諸活動の質が保証されているかを検証することで、教育研究が円滑に行われ、学生等の成長と社会貢献に寄与することにより、建学の精神に整合する使命の達成を通じた大学の価値向上と継続的発展の実現を支援することを目的とする。

2 この基準は、前項の目的を達成するために監事が行う教学監査の内容、基準及び手続等の基本的事項を定める。

### （用語の定義）

**第2条** この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

①大学：学校教育法第1条に定める大学をいう。

- ②大学法人：大学を設置する法人をいう。
- ③教学業務：大学の教育研究及びその管理運営に関する業務をいう（設立の理念に基づく大学法人の方針を受けて、教育目標を定め、当該目標を達成するための教育課程を編成し、教育活動を行い、その結果の評価を展開できる組織体制を整備し、これを運営する業務を含む。）。
- ④教学業務監査：教学業務を対象とする監査をいう。
- ⑤質保証：組織が、当該組織の目的に整合した活動目標を設定し、当該目標の達成を目指すマネジメントシステムの枠組みを構築し、その適切な運用によって当該目標を系統的に達成することをいう。
- ⑥内部質保証：大学が自律的な組織として、自らの組織の教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況等について行う質保証をいう。
- ⑦マネジメントシステム：組織がその目的の下で方針及び目標を定め、当該方針に従って当該目標を達成するために、活動のプロセス及び組織自体を適切に管理するための仕組みをいう。
- ⑧大学管理運営組織：大学の全学的方針に基づきその教学業務を推進するための意思決定組織及び教学業務推進組織（学科等の教学業務の基本単位をいう。）の実務を担当する教員組織をいう。ただし、大学事務部門の組織は、原則として、これに含まれない。
- ⑨内部質保証マネジメントシステム監査：内部質保証に関するマネジメントシステムを対象とする監査をいう。
- ⑩教学監査：内部質保証マネジメントシステム監査及び教学業務監査をいう。
- ⑪内部統制機能：業務を適正に遂行させるため、経営者が業務システムに組み込む機能・プロセスであって、マネジメントシステムの中に組み込まれ、通常の業務遂行の流れの中で実施されるものをいう。
- ⑫統制環境：組織の気風を決定し、組織内のすべての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎・基盤となるものをいう。
- ⑬ガバナンス：組織統治に係る構造や運営方法の全体をいう。
- ⑭監査機能：マネジメントシステムの外側から、大学組織の経営ガバナンス（大学法人ガバナンスを含む。）及び教学ガバナンスの適切性を含め、マネジメントシステムが内部統制機能を含めて適切に機能しているかを点検する機能をいう（マネジメントシステムの枠組み、機能及び運用と、それに組み込まれた内部統制機能の適切性を、監査人が通常の業務システムの外側から点検確認することを含む。）。
- ⑮PDCAサイクル：PLAN（計画）・DO（実行）・CHECK（評価）・ACT（改善）を繰り返すことにより、業務を計画的に進めるための管理業務を継続的に改善していくマネジメント手法をいう。
- ⑯ディプロマ・ポリシー：各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるものをいう。
- ⑰カリキュラム・ポリシー：ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針をいう。
- ⑱アドミッション・ポリシー：各大学、学部・学科等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果（(1)知識・技能、(2)思考力・判断力・表現力等の能力、(3)主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）についてどのような成果を求めるか）を示すものをいう。
- ⑲アセスメント・ポリシー：学生の学修成果の評価について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針をいう。
- ⑳自己点検・評価：大学が、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、その理念・目標に照らして自らの教育研究活動等の状況について自ら点検し、現状を正確に把握・認識した上で、その結果を踏まえ、優れている点や改善を要する点など自ら評価を行うことをいう。

- ②第三者評価：評価対象組織とは独立した第三者組織が行う評価をいう（学校教育法第109条第2項によって大学が受けるべき、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（大学改革支援・学位授与機構、大学基準協会又は日本高等教育評価機構）による評価（認証評価）を含む。）。

#### （教学監査の種類）

**第3条** 教学監査は、以下の各号に分類される。

- ①内部質保証マネジメントシステム監査（自己点検評価マネジメントシステムに関する監査を含む）
- ②教学業務監査
  - イ 大学管理運営組織に関する監査
  - ロ 大学事務組織の監査

#### （教学監査の機能）

**第4条** 内部質保証マネジメントシステム監査は、以下の各号の機能を持つ。

- ①教学業務のうち、大学の主たる使命の一つである教育について、その質保証に関する業務が組織横断的にマネジメントシステムとして構築・運用され、教育業務を継続して維持発展させるよう機能し、大学の目的達成のために寄与しているかを確認するものである。
  - ②個々の教員の教育の内容については監査の対象とならない。しかし、大学の目的達成のために、ディプロマ・ポリシーに示された学修成果と、それを学生に修得させるためのカリキュラム・シラバス等が適切であるかを確認する仕組みが構築され運用されているかを点検する機能をもつ。
  - ③この監査は、大学法人の一貫した内部質保証方針に基づいて構築されていることが前提であることから、大学法人のミッション、ビジョン及び中長期計画とも密接に結びついており、これらの策定プロセス並びに推進プロセスに関するマネジメントシステムを含めて監査する機能をもつ。
  - ④自己点検・評価並びに第三者評価（認証評価を含む）への対応に関する各マネジメントシステムの状況に対する確認機能をもつ
- 2 教学業務監査は、以下の各号の機能を持つ。
- ①大学部門が、その目的達成のために組織全体として適切に整備されるとともに、個々の組織が有機的に連携し、それぞれの役割機能を果たしているか、マネジメントシステムとして機能しているかを部署単位・部局単位、あるいは目的別に点検するものである。

#### （教学監査組織）

**第5条** 教学監査は、私立学校法第35条に定める監事（学校法人以外が大学を設置する場合においては、これに相当する者）及びその下に置かれる組織が行う。

- 2 前項にかかわらず、前項に定める組織以外の組織が教学監査を行う場合、当該組織は、教学に関するマネジメントシステムから独立したものでなければならず、かつ、教学業務に関するマネジメントシステムの外部から監査を行うことが担保されてなければならない。また、教学監査の対象となる自己点検評価及び第三者評価業務に関与した教職員は、当該教学監査を行うことはできない。

#### （監査の範囲）

**第6条** 教学監査は、以下の各号を含む大学法人のすべての教学に関するマネジメントシステムを対象とする。

- ①私立学校法第37条第3項において監事の職務として定められている事項のうち、教学に関するもの。ただし、個々の教員の教育研究の内容を除く。
- ②大学法人の経営ガバナンス・設置学校（大学等）の大学ガバナンス及び教学ガバナンス
- ③大学部門が設置する管理運営組織である各種会議体の運営状況

- ④内部質保証マネジメントシステムに関する経営ガバナンス及び教学ガバナンスの機能に加えて、組織横断的な業務の展開状況、マネジメントシステムとしての継続性

#### (教学監査の視点)

第7条 教学監査の視点は、以下の各号に掲げるものとする。

- ①マネジメントシステムの枠組みと機能の有効性、効率性、経済性、合規性及び正確性評価  
②マネジメントシステムの運用の有効性、効率性、経済性、合規性及び正確性評価

#### (内部監査と教学監査の関係)

第8条 監事は、内部監査人による内部監査と独立して、教学監査を行う。ただし、内部監査人による監査の対象が、教学監査の対象と重複する場合には、監事は、当該監査結果の報告を求め、自らの監査の資料及び対象とする。

#### (教学監査の対象業務)

第9条 教学監査の対象業務は、概ね次のとおりである。

##### ①大学法人の部門

- イ 設立の理念の維持と見直しの検討
- ロ 経営計画の策定
  - i 中長期計画：大学設置、学部学科設置、改組検討
  - ii 施設整備計画
  - iii 人員配置、育成計画
  - iv 資金計画
- ハ 人事、財務、情報及び施設設備管理
- ニ リスクマネジメント及び危機管理  
BCM、ハラスメント、事件事故、法令順守違反、情報セキュリティと管理、危険物、資産運用等
- ホ 行政対応・補助金関連マネジメント

##### ②大学の部門

- イ 経営計画に基づいた将来計画を含む運営計画の策定
- ロ 教育研究計画の策定と教育研究ならびに教育研究に関する法定事項への対応
  - i ポリシー  
アセスメント・ポリシー、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、キャリアデザイン・ポリシー
  - ii カリキュラム：シラバス、進級要件、卒業要件
  - iii 授業：環境整備、休講及び補講基準、授業評価基準
  - iv 研究：研究不正対応体制、公的研究費管理体制、ブランディング、環境整備、業績評価基準
  - v 社会貢献
  - vi グローバル化（内部及び外部）
  - vii 社会人・留学生・身障者受入体制と支援基準
- ハ 大学入学者選抜試験マネジメント  
入学選抜試験バラエティマネジメント、入試広報対策マネジメント、
- ニ 自己点検評価システムとのマネジメントと第三者評価システムの対応マネジメント
- ホ 大学教育研究組織マネジメント
  - i 大学経営組織、管理組織、委員会組織、大学意思決定機関及び教授会等の運営状況、規程整備と改定状況、行政対応、補助金関連マネジメント
  - ii カリキュラムと教員採用マネジメント
  - iii 教育体制マネジメント  
入学前教育、補習教育、サポート体制
  - iv 研究体制マネジメント

- 研究倫理・利益相反マネジメント、研究費配分と管理体制、研究不正対応体制、社会貢献体制、競争的資金獲得体制
- v 教員勤務マネジメント  
勤務体制と状況、管理体制と状況
- vi 教育力支援マネジメント  
授業評価、FD、教育方法、人事考課（表彰）、任期制
- vii 利益相反マネジメント
- viii 学生学習支援マネジメント  
履修システム、単位互換、国内留学、海外留学、地域貢献等
- ix 学生生活支援マネジメント  
学生相談及び指導、留学生、身障者、保健、精神衛生管理、課外活動管理、ボランティア活動、安全管理体制、保険によるリスク管理、経済的支援、奨学金制度
- x 卒業支援マネジメント  
資格取得、インターンシップ、就職支援
- xi 学生福利厚生マネジメント  
学生寮、学生食堂、学生クラブ棟、同窓会
- xii 教職協働マネジメント  
SD、目標管理
- へ エンロールマネジメント
- ト リスクマネジメント  
BCM、個人情報保護、研究不正

#### (教学監査手順)

**第10条** 教学監査に関する実施手順は、概ね次のとおりである。

- ①対象部門の特定
- ②対象業務システムの決定
- ③対象業務マネジメントフローとアウトプットの入手
- ④マネジメントフロー内での内部統制機能の確認と検証
- ⑤他部門との関連を把握
- ⑥マネジメントシステムの有無
  - イ マネジメントシステムの範囲とその果たすべき機能の確認
  - ロ PDCAマネジメント、内部統制機能の組み込みを検証
  - ハ マネジメントされていない場合の原因と必要性
- ⑦教学監査チェックリスト(\*)を用いた業務システムの評価（\*添付の表1，2参照）
- ⑧監査結果の被監査部署へのレビューと是正報告
- ⑨監査結果と不適合事項・是正事項の報告書
- ⑩是正活動の指示
- ⑪フォローアップ監査
- ⑫手順の2年に一回の見直し。

#### (各法人における教学監査規程の策定)

**第11条** 各大学法人及び大学は、教学監査規程を定める。ただし、教学監査規程には、前2条に掲げる事項に係る内容が含まれるものとする。

2 教学監査規程は、リスクアプローチに基づくことを妨げない。

3 教学監査規程は、2年に一回見直しを行う。

#### (改廃)

**第12条** 本基準の改廃は、理事会の議を経て行う。